

## 甲賀市観光振興計画審議会の概要

### 1. 名称

甲賀市観光振興計画審議会

### 2. 設置根拠

甲賀市附属機関設置条例

※ 平成28年6月定例会で議決された「甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例」（平成27年6月15日公布）により、甲賀市観光振興計画審議会（以下「審議会」という。）を、市長の附属機関として位置づけました。

### 3. 委嘱

審議会の委員は、条例第2条第2項に基づき市長が委嘱します。

### 4. 任期

委嘱日から平成30年7月25日まで

### 5. 内容

- 甲賀市が、平成28年度中に策定を予定している「第2次甲賀市観光振興計画」の調査及び審議等を行います。

《観光振興計画とは》

観光立国推進基本法第4条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に基づき基本的な事項を定める計画のことです。

- 会議は、平日昼間の開催を基本に開催します。  
本年度は10回程度の会議を予定しています。

### 6. 委員構成

- 審議会の委員数は、12人以内です。
- 委員構成は、「(1)市民」、「(2)学識経験を有する者」、「(3)観光等産業関係団体の代表者及び構成員」及び「(4)その他市長が適当と認める者」としています。